大阪市告示第1444号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第９条第２項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第３項の規定に基づき告示する。

令和８年10月30日

大阪市長　　横　山　英　幸

１　臨時開場

施設名	年　月　日	供用時間
鶴見緑地球技場	令和８年11月２日（月）	午前９時から 午後９時まで
	令和８年11月９日（月）	
	令和８年11月16日（月）	
	令和８年11月30日（月）	

２　供用時間の変更

施設名	年　月　日	供用時間
鶴見緑地運動場	令和８年11月１日（日）から 同年11月30日（月）まで	午前７時から 午後５時まで
鶴見緑地庭球場	令和８年11月３日（火）	午前９時から 午後10時まで
	令和８年11月６日（金）	
	令和８年11月10日（火）	
	令和８年11月13日（金）	
	令和８年11月17日（火）	
	令和８年11月20日（金）	
	令和８年11月24日（火）	
	令和８年11月27日（金）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）